判例研究: No.304

仙元隆一郎*編

記事見出しの著作物性とその利用による不法行為の成否

知的財産高裁平成17年10月6日判決 平17年(ネ)第10049号 著作権侵害差止等請求控訴事件 原判決一部変更 一部棄却

茶 園 成 樹**

【要 旨】

本件は、ホームページに掲載されたニュース 記事の見出しの無断利用が問題となったもので ある。本判決は、著作権侵害を理由とする請求 については、ニュース記事の見出しが著作物で はないとして棄却したのに対し、不法行為を理 由とする請求については、不法行為の成立を肯 定し損害賠償請求を認容した。

本判決の評釈として、潮見佳男・コピライト 538号51頁、岡邦俊・JCAジャーナル52巻11号 34頁、帖佐隆・知財ぶりずむ4巻41号1頁、 水谷直樹・発明103巻1号58頁がある。

【事 実】

X(控訴人・原告)は、日刊新聞の発行等を業とする株式会社であり、その運営するホームページ「Yomiuri On-Line」(ヨミウリ・オンライン)において、Xのニュース記事本文(YOL記事)及びその記事見出し(YOL見出し)を掲出している。また、Xは、訴外Aに対し、ヨミウリ・オンラインの主要なニュースを有償で使用許諾することなどを内容とする契約を締結しており、この契約に基づき、Aの開設する

ウェブサイト(Yahoo! Japan)上のニュース 記事のウェブページ(Yahoo! ニュース)には、 YOL見出しと同一の記事見出しが表示されて おり、同記事見出しをリンクボタンとして、ヨ ミウリ・オンラインのYOL記事のウェブペー ジにリンクし、YOL記事と同一の記事が表示 される。

Y(被控訴人・被告)は、デジタルコンテン ツの企画・制作等を業とする有限会社であり, インターネット上で「ライントピックス」と称 するサービスを提供している。Yは、継続して、 YOL記事を含む「Yahoo! ニュース」の記事の 中から、重要度、ユーザの関心度が高いと思わ れるニュースを選択し、記事見出し(LT見出 し)及びそのリンク先ウェブページのURLを 入力することにより、その運営するホームペー ジ(Yホームページ)において、「Yahoo!ニュ ース」の記事にリンクする機能を有するLT見 出し(LTリンク見出し)を表示した(ホーム ページ上でLT見出しを表示している部分を 「LT表示部分」という)。さらに、ライントピ ックスサービスのユーザ登録をした者(登録ユ ーザ)に対して、LTリンク見出しを表示させ

^{*} 同志社大学名誉教授 Ryuichiro SENGEN

^{**} 大阪大学大学院高等司法研究科教授 Shigeki CHAEN

る制御情報を表すHTMLタグを送信した。当該HTMLタグが、それを自己のホームページ上に設置した登録ユーザ(設置ユーザ)に送信されると、そのホームページ上のLT表示部分にLTリンク見出しが表示される。

Xは、原審において、主位的請求として、YがYホームページ上にYOL見出しを掲出させるなどして、Xが有するYOL見出しについての著作権(複製権及び公衆送信権)を侵害していることを理由とし、予備的請求として、YOL見出しの複製等の差止め及び損害賠償を求めた。原判決(東京地裁平成16年3月24日判決・判例時報1857号108頁)は、YOL見出しは著作物であるとは認められず、著作権侵害となるとはいえないとし、さらに、Yの上記行為は不法行為を構成しないとして、Xの請求をいずれも棄却した。

そこで、Xは、控訴し、控訴審において請求 を減縮、拡張、追加した。Xの控訴審における 請求は、(a) 著作権侵害(YOL見出しの複製 権侵害及び公衆送信権侵害並びにYOL記事の 複製権侵害)を理由とする差止請求及び損害賠 償請求、(b) 不正競争防止法2条1項3号の 不正競争行為を理由とする差止請求及び損害賠 償請求、(c) 不法行為を理由とする差止請求及 び損害賠償請求、である。

本判決は、(a)(b)の請求を棄却し、(c)の 差止請求も棄却したが、(c)の損害賠償請求を 一部認容した。以下では、(a)のYOL見出し の著作権侵害を理由とする請求と(c)の損害 賠償請求のみを検討する。

【判旨】

1. YOL見出しの著作権侵害を理由とする請求について

「一般に,ニュース報道における記事見出し は,報道対象となる出来事等の内容を簡潔な表 現で正確に読者に伝えるという性質から導かれる制約があるほか、使用し得る字数にもおのずと限界があることなどにも起因して、表現の選択の幅は広いとはいい難く、創作性を発揮する余地が比較的少ないことは否定し難いところであり、著作物性が肯定されることは必ずしも容易ではないものと考えられる。

しかし、ニュース報道における記事見出しであるからといって、直ちにすべてが著作権法10条2項に該当して著作物性が否定されるものと即断すべきものではなく、その表現いかんでは、創作性を肯定し得る余地もないではないのであって、結局は、各記事見出しの表現を個別具体的に検討して、創作的表現であるといえるか否かを判断すべきものである。」

そして、YOL見出しの表現を個別具体的に検討し、「ありふれた表現の域を出ない」、「アイデアの域を出ない」、「記事が伝えようとする事実からそれほどの困難もなく想起し得るものであって、格別の創作性を見いだすことはできない」などとして、いずれも著作物として保護されるための創作性を有するとはいえないと判断した。

2. 不法行為を理由とする損害賠償請求について

(1)「不法行為(民法709条)が成立するためには、必ずしも著作権など法律に定められた厳密な意味での権利が侵害された場合に限らず、法的保護に値する利益が違法に侵害がされた場合であれば不法行為が成立するものと解すべきである。

インターネットにおいては、大量の情報が高速度で伝達され、これにアクセスする者に対して多大の恩恵を与えていることは周知の事実である。しかし、価値のある情報は、何らの労力を要することなく当然のようにインターネット上に存在するものでないことはいうまでもない

ところであって、情報を収集・処理し、これをインターネット上に開示する者がいるからこそ、インターネット上に大量の情報が存在し得るのである。そして、ニュース報道における情報は、Xら報道機関による多大の労力、費用をかけた取材、原稿作成、編集、見出し作成などの一連の日々の活動があるからこそ、インターネット上の有用な情報となり得るものである。

そこで、検討するに、前認定の事実、とりわ け、本件YOL見出しは、Xの多大の労力、費 用をかけた報道機関としての一連の活動が結実 したものといえること、著作権法による保護の 下にあるとまでは認められないものの、相応の 苦労・工夫により作成されたものであって、簡 潔な表現により、それ自体から報道される事件 等のニュースの概要について一応の理解ができ るようになっていること、YOL見出しのみで も有料での取引対象とされるなど独立した価値 を有するものとして扱われている実情があるこ となどに照らせば、YOL見出しは、法的保護 に値する利益となり得るものというべきであ る。一方、前認定の事実によれば、Yは、Xに 無断で、営利の目的をもって、かつ、 反復継続 して、しかも、YOL見出しが作成されて間も ないいわば情報の鮮度が高い時期に、YOL見 出し及びYOL記事に依拠して、特段の労力を 要することもなくこれらをデッドコピーないし 実質的にデッドコピーしてLTリンク見出しを 作成し、これらを自らのホームページ上のLT 表示部分のみならず、2万サイト程度にも及ぶ 設置登録ユーザのホームページ上のLT表示部 分に表示させるなど、実質的にLTリンク見出 しを配信しているものであって、このようなラ イントピックスサービスがXのYOL見出しに 関する業務と競合する面があることも否定でき ないものである。

そうすると、Yのライントピックスサービス としての一連の行為は、社会的に許容される限 度を越えたものであって、Xの法的保護に値する利益を違法に侵害したものとして不法行為を構成するものというべきである。」

(2) 「損害についてみるに、XがYに対し請 求し得る損害は、Yが無断でYOL見出しを使 用したことによってXに生じた損害である」。 X主張の契約実例(訴外Bとの契約)を一応の 前提として、検討してみると、Xの使用料相当 損害額は、月額1万0769円×侵害期間23か月24 $日 = 25 \pi 6024$ 円であるということになる。「XにはYの侵害行為によって損害が生じたことが 認められるものの、使用料について適正な市場 相場が十分に形成されていない状況の現状で は、損害の正確な額を立証することは極めて困 難であるといわざるを得ない。そうであってみ ると、民訴法248条の趣旨に徴し、一応求めら れた上記損害額を参考に, 前記認定の事実及び 弁論の全趣旨を勘案し、Yの侵害行為によって Xに生じた損害額を求めると,損害額は1か月 につき1万円であると認めるのが相当である。」 「そうすると、Xに生じた損害額は、···23万 7741円・・・であるということができる。」

【研究】

1. YOL見出しの著作物性

(1) 本判決は、YOL見出しの著作物性を否定したが、まず、記事見出しの著作物性の一般論として、「著作物性が肯定されることは必ずしも容易ではないものと考えられる」と述べた。その理由は、(a) 報道対象となる出来事等の内容を簡潔な表現で正確に読者に伝えるという性質から導かれる制約があること、(b) 使用し得る字数にもおのずと限界があること、等にも起因して、表現の選択の幅は広いとはいい難く、創作性を発揮する余地が比較的少ないことである。確かに、(a)(b) の事情から、記事見出しとして選択できる表現は限定されることとなり、誰が表現しても同様のものとなりやすく、

創作性は認められにくいということができる。もっとも、Xが主張するように、同一の出来事等に対する各報道機関の記事見出しには同様でないものもあり、常に著作物性が否定されるわけではない。実際、本判決も、「その表現いかんでは、創作性を肯定し得る余地もないではない」として、YOL記事の見出しの著作物性を個別具体的に検討している。このように、結局のところ著作物性の有無が個別具体的に検討されたのであるが、後述するように、記事見出しの著作物性は厳格に判断されていると思われる。

(2) ところで、原判決では、個別のYOL見 出しの著作物性が検討されたうえで、YOL見 出し一般につき、「①YOL見出しは、その性質 上、簡潔な表現により、報道の対象となるニュ ース記事の内容を読者に伝えるために表記され るものであり、表現の選択の幅は広いとはいえ ないこと、②YOL見出しは25字という字数の 制限の中で作成され、多くは20字未満の字数で 構成されており、この点からも選択の幅は広い とはいえないこと, ③YOL見出しは, YOL記 事中の言葉をそのまま用いたり、これを短縮し た表現やごく短い修飾語を付加したものにすぎ ないことが認められ, これらの事実に照らすな らば、YOL見出しは、YOL記事で記載された 事実を抜きだして記述したものと解すべきであ り、著作権法10条2項所定の『事実の伝達にす ぎない雑報及び時事の報道』・・・に該当するも のと認められる。」と述べられた。①と②は、 本判決が摘示する(a)と(b)にほぼ対応す るが、①は「報道の対象となるニュース記事の 内容を・・・」とするのに対し、(a)は「報道対 象となる出来事等の内容を・・・」としている。 また、③であるYOL見出しとYOL記事との関 係は,通常,記事見出し一般に当てはまること と思われるが, 本判決が述べる一般論において は指摘されていない。この点に関し、原判決は、 YOL見出しの著作物性をYOL記事と対比しつ つ検討しており、YOL記事が、YOL見出しが 表現しようとする内容、つまりアイディアであ ると捉えて、YOL見出しの著作物性を、YOL 記事の内容を伝達するものとしての創作的表現 という観点から判断しているものと解される。

これに対して、本判決は、Xの控訴審におけ るYOL見出しの著作物性に関する主張に対し て、YOL記事との対比によるのではなく、報 道対象である出来事等の内容に関する表現とし ての創作性を問題としている。このような原判 決との違いは、 Xが控訴審においてYOL見出 しに施した創意工夫として個別具体的に取り上 げたものがYOL記事中の記載から離れたもの であったことによると思われるが、記事見出し の著作物性について, 本判決のように, 記事見 出しの表現それ自体の創作性を検討することに 問題がないことは明らかであり、また、原判決 のように、記事を基礎として創作性を検討する ことも妥当なものであろう。記事は、それが伝 達しようとする事実を単純に述べるだけでな く,盛り込む事項の選択や配列,文章表現に創 意工夫が施されて著作物性が肯定されるものが 多いが, その見出しとして, 特定の出来事等を 対象とする記事がいかなる内容のものであるか を他人が多大な困難なく伝達できるようにすべ きであると思われるからである(蘆立順美「原 判決批評] コピライト521号62頁)。他方, 記事 見出しの著作物性は、記事中に記載されていな い表現をしているからといって直ちに肯定され ることにはならないのであり、本判決は、この ことをYOL見出しの表現それ自体の創作性を 検討することを通じて示していると捉えること ができる。

(3) 少ない字数で表現される作品であっても、俳句や短歌のように、創作的表現と認められる場合がある。また、裁判例では、「ボク安心 ママの膝(ひざ)より チャイルドシート」という交通標語や古文単語の語呂合わせの著作

物性が肯定されている(東京地裁平成13年5月 30日判決・判例時報1752号141頁〔交通標語事 件1審〕、東京高裁平成13年10月30日判決・判 例時報1773号127頁 [同事件2審], 東京地裁平 成11年1月29日判決・判例時報1680号119頁 [古文単語事件1審], 東京高裁平成11年9月30 日判決・判例タイムズ1018号259頁〔同事件2 審])。これらと比較すると、YOL見出しのう ち, 医大教授が医師のマナー本を無断で複製販 売したことを伝える記事の見出しである「マナ ー知らず大学教授,マナー本海賊版作り販売」 などは創作的表現でないことが明らかであると はいえないであろう。本判決がこれらの著作物 性をありふれた表現であるとして否定したこと は、 高度な創意工夫が要求されていると解する ことができよう (蘆立・前掲61頁参照)。記事 は社会生活にとって必要な出来事等の情報を報 道するものであり、記事見出しは報道対象であ る出来事等あるいは記事の内容を伝達するため の表現であることを考慮すれば、記事見出しの 著作物性に、他の作品よりも一定程度高いレベ ルの創作性を求めることは不当ではないと思わ れる。

2. 不法行為の成否

原判決は、「YOL見出しは、X自身がインターネット上で無償で公開した情報であり、・・・ 著作権法等によって、Xに排他的な権利が認められない以上、第三者がこれらを利用することは、本来自由であるといえる。不正に自らの利益を図る目的により利用した場合あるいはXに損害を加える目的により利用した場合など特段の事情のない限り、インターネット上に公開された情報を利用することが違法となることはな」く、Yの行為につき、特段の事情が存在すると認めることができないと述べて、不法行為の成立を否定した。

これに対して, 本判決は, 不法行為の成立を

認めたが、まず、YOL見出しは無料で開放されているわけではなく、YOL記事と離れて独自に取引されるようになっていること等を認定した。これにより、YOL見出しが、原判決がいうように「インターネット上で無償で公開された情報」であっても、Xが利益を得ようとしていないのではなく、その無断利用によって損害を被ることがあることが示されているというる。そして、「YOL見出しは、法的保護に値する利益となり得るものというべきであ」り、Yの行為は「社会的に許容される限度を越えたものであって、Xの法的保護に値する利益を違法に侵害したものとして不法行為を構成する」と判断された。

思うに、YOL見出しが、相応の苦労・工夫 により作成され、独立した価値を有するものと して扱われているとしても、直ちに無断利用か らの保護が必要であるということはできないで あろう。本判決がインターネット上の情報に関 して記述していることに鑑みると、YOL見出 しが「法的保護に値する利益」と捉えられた背 後には、保護がなされないと、ニュース報道に おける情報を多大な労力,費用を投じて収集・ 処理する報道機関が、記事見出しのような有用 な情報をインターネット上に開示しないことに なるという理解があるように思われる。そうだ としても, その一方, インターネット上に開示 された情報の円滑な流通が阻害されると、社会 は当該情報から十分な便益が得られない結果と なる。とりわけ報道対象である出来事等あるい は記事の内容を伝達するための表現である記事 見出しは広く普及されるべきものであるから, 保護は必要な場合, すなわち, 情報の収集・処 理に対する投資の回収が害される場合にのみ認 められるべきこととなろう。

このような観点からは、本判決は、Yの行為が、無断利用であること、営利目的であること、 反復継続したものであること、情報の鮮度が高

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

い時期のものであること、(実質的な)デッドコピーであること、実質的な配信であること、を指摘しているが、Xが掲出したYOL見出し全体に対するYがコピーした割合も考慮すべきであったと思われる。本判決の認定によると、XとBとの契約では、1日当たり65個のYOL見出しが提供されたのに対し、Yが無断で使用した個数は1日当たり7個である。Yのコピーした割合がこのような低いものであったならば、Yの行為によってXの投資回収が害されたとはいえず、不法行為は成立しないと判断すべきであったように思われる(蘆立・前掲63頁注15参照)。

3. 損害額の算定

本判決は、損害の正確な額を立証することは極めて困難であるとして、民訴法248条の趣旨に徴し、認定事実及び弁論の全趣旨を勘案し、損害額を1か月につき1万円とした。もっとも、参考にされたBとの契約における使用料を基礎として算定されたのは、月額1万0769円であった。XとYが契約締結したならば、この金額で合意したかどうかは明らかではないが、現実に締結された契約における使用料を基礎として算定された金額をあえて下回らせることは適切ではないように思われる(潮見〔本判決批評〕コピライト538号56頁)。

(原稿受領日 2006年4月13日)

